

外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視

(局長通知・回答・その後の改善措置状況に係る回答対照表)

平成18年4月

総務省行政評価局

外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視
(局長通知・回答・その後の改善措置状況に係る回答対照表)

| | |
|----------------------|----------------|
| 1 実施時期 | 平成13年12月～15年8月 |
| 2 通知先 | 文部科学省 |
| 3 通知年月日 | 平成15年8月7日 |
| 4 回答年月日 | 平成16年6月15日 |
| 5 その後の改善措置状況に係る回答年月日 | 平成18年4月19日 |

| 通知要旨 | 回 答 | その後の改善措置状況に係る回答 |
|---|--|--|
| <p>1 就学の案内等の徹底</p> <p>文部科学省は、学齢相当の外国人子女の公立の義務教育諸学校への受入れを推進する観点から、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語による就学案内の例文を就学ガイドブック等に掲載し、都道府県教育委員会（以下「県教委」という。）及び市町村教育委員会（以下「市教委」という。）に提供するとともに、県教委に対し、市教委に次の措置を講ずるよう助言を行う必要がある。</p> <p>① 中学校新入学相当年齢の外国人子女の保護者に対し、就学案内のきめ細かな発給を行うこと。</p> <p>② 就学案内については、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語によるものも作成し発給すること。</p> <p>③ 学齢相当の外国人子女が転入した場合には、外国人登録窓口に対し市教委の編入学手続窓口を教示するよう要請し、その保護者</p> | <p>就学の案内等については、貴省の通知を踏まえ、現在、更新を進めている「就学ガイドブック」において、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語による就学案内の例文を掲載し、平成16年中に県教委及び市教委に提供することとしている。</p> <p>また、平成16年2月2日開催の文部科学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し、①中学校新入学相当年齢の外国人子女の保護者に対し、就学案内のきめ細かな発給を行うこと、②就学案内については、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語によるものも作成し発給すること、③学齢相当の外国人子女が転入した場合には、外国人登録窓口に対し市教委の編入学手続窓口を教示するよう要請し、その保護者に対する編入学の案内を積極的に行うことについて、域内の市教委に助言するよう周知を行った。</p> <p>今後とも、県教委に対し、外国人子女の保護者に対する就学の案内等を徹底するよう、域内の市教委に対し助</p> | <p>就学の案内等については、貴省の通知を踏まえ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語（ポルトガル語、中国語、スペイン語、フィリピン語、韓国・朝鮮語及びベトナム語）による就学案内の例文を掲載した「就学ガイドブック」を平成17年4月に更新し、同月中に、県教委及び市教委に提供するとともに、文部科学省ホームページに掲載したところである。</p> <p>（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/kiko_zi0.html）</p> <p>また、平成17年8月8日開催の帰国・外国人児童生徒研究協議会（注）において、県教委及び市教委に対し、①中学校新入学相当年齢の外国人子女の保護者に対し、就学案内のきめ細かな発給を行うこと、②就学案内については、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、文部科学省が作成した「就学ガイドブック」を参考として、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語によるものも作成し発給すること、③学齢相当の外国人子女が転入した場合には、外国人登録窓口に対し市教委の編入学手続窓口を教示するよう要請し、その保護者に対する編入学の案内を積極的に行うことについて周知を行った。</p> <p>さらに、平成18年1月25日及び27日開催の文部科</p> |

| 通知要旨 | 回 答 | その後の改善措置状況に係る回答 |
|---|--|---|
| <p>に対する編入学の案内を積極的に行うこと。</p> <p>2 就学援助制度の周知の的確化 文部科学省は、学齢相当の外国人子女の公立の義務教育諸学校への受入れを推進する観点から、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍(出身地)の者が日常生活で使用する言語による就学援助制度の案内を就学ガイドブック等に掲載し、県教委及び市教委に提供するとともに、県教委に対し、市教委に次の措置を講ずるよう助言を行う必要がある。</p> <p>① 就学援助制度の周知については、新入学相当年齢の外国人子女及び学齢相当の外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること。</p> <p>② 就学援助制度を説明する資料</p> | <p>言するよう周知してまいりたい。</p> <p>就学援助制度の周知については、貴省の通知を踏まえ、現在、更新を進めている「就学ガイドブック」において、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍(出身地)の者が日常生活で使用する言語による就学援助制度の案内を掲載し、平成16年中に県教委及び市教委に提供することとしている。</p> <p>また、平成15年9月16日開催の文部科学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し、①就学援助制度の周知については、外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること、②就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の</p> | <p>学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し同様に周知したところである。</p> <p>今後とも、県教委に対し、外国人子女の保護者に対する就学の案内等を徹底するよう、域内の市教委に対し助言するよう周知してまいりたい。</p> <p>(注) 毎年、文部科学省初等中等教育局国際教育課が開催している会議。県教委及び市教委の帰国・外国人児童生徒教育担当者を対象として、帰国・外国人児童生徒教育に関する指導・助言を行っている。</p> <p>就学援助制度の周知については、上記のとおり、就学援助制度の案内を掲載した「就学ガイドブック」を平成17年4月に更新し、同月中に、県教委及び市教委に提供するとともに、文部科学省ホームページに掲載したところである。</p> <p>また、平成18年1月25日及び27日開催の文部科学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し、就学援助の実施に当たっては、外国人児童生徒に対し配慮するよう、域内の市教委への周知を依頼した。さらに、「平成17年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」(平成17年8月17日付け17文科初第606号文部科学省初等中等教育</p> |

| 通知要旨 | 回 答 | その後の改善措置状況に係る回答 |
|---|--|---|
| <p>の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。</p> <p>3 日本語指導体制が整備された学校への受入れ推進</p> <p>文部科学省は、外国人児童生徒に対する日本語指導の充実を図る観点から、外国人児童生徒の居住地の通学区域内に日本語指導体制が整備されている学校がない場合には、地域の実情に応じ、通学区域外でかつ通学が可能な日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めることについて、市教委に対して周知すること。</p> | <p>多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮することについて、域内の市教委に助言するよう要請するとともに、「平成15年度要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」（平成15年10月3日付け15文科初第703号文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長連名通知）において、県教委に対し、上記の内容を通知した。</p> <p>今後とも、県教委に対し、外国人子女の保護者に対する就学援助制度の的確な周知が行われるよう、域内の市教委に対し助言するよう要請してまいりたい。</p> <p>日本語指導体制が整備された学校への受入れ推進については、貴省の通知を踏まえ、現在、更新を進めている「就学ガイドブック」において、外国人児童生徒の居住地の通学区域内に日本語指導体制が整備されている学校がない場合には、地域の実情に応じ、通学区域外でかつ通学が可能な日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めることについて、その趣旨を踏まえた内容のものを掲載し、平成16年中に県教委及び市教委に提供することとしている。</p> <p>また、平成16年2月2日開催の文部科学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し、上記の内容について、域内の市教委に助言するよう周知を行った。</p> | <p>局長、スポーツ・青少年局長連名通知）において、県教委に対し、①就学援助制度の周知については、外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること、②就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮することについて、域内の市教委に指導するよう要請しているところである。</p> <p>今後とも、県教委に対し、外国人子女の保護者に対する就学援助制度の的確な周知が行われるよう、域内の市教委に対し指導・助言するよう要請してまいりたい。</p> <p>日本語指導体制が整備された学校への受入れ推進については、貴省の通知を踏まえ、平成17年4月に更新した「就学ガイドブック」において、外国人児童生徒の居住地の通学区域内に日本語指導体制が整備されている学校がない場合には、地域の実情に応じ、通学区域外でかつ通学が可能な日本語指導体制が整備されている学校への通学を認めることについて、その趣旨を踏まえた内容のものを掲載し、県教委及び市教委に提供するとともに、文部科学省ホームページに掲載したところである。</p> <p>また、平成17年8月8日開催の帰国・外国人児童生徒研究協議会において、県教委及び市教委に対し、上記の内容について周知を行った。</p> |

| 通知要旨 | 回 答 | その後の改善措置状況に係る回答 |
|------|--|--|
| | <p>今後とも、県教委に対し、上記の内容について、域内の市教委に対し助言するよう周知してまいりたい。</p> | <p>さらに、平成18年1月25日及び27日開催の文部科学省初等中等教育局所管事項説明会において、県教委に対し同様に周知したところである。</p> <p>今後とも、県教委に対し、上記の内容について、域内の市教委に対し助言するよう周知してまいりたい。</p> |